

「解体工事」に係る入札参加資格要件の取扱いについて（お知らせ）

建設業法の改正（平成28年6月1日施行）に伴う解体工事業に係る建設業許可の経過措置が令和元年5月31日で終了し、同年6月1日以降に解体工事を施工するには、解体工事業の許可が必要となります。従って、発注が経過措置期間中であっても工期末が同年6月1日以降となる解体工事についても、「解体工事業」の許可が必要となります。

つきましては、令和元年6月1日以降に発注する「解体工事」に係る入札参加資格要件の取扱いについては下記のとおりとしますのでご確認ください。

「解体工事」の入札参加要件

1. 通常型指名競争入札の業者選定については、「土木一式（土木C）又は建築一式（建築B）で等級格付け（第一希望業種）されており、かつ、①及び②の条件を満たす業者」から選定します。
 2. 公募型指名競争入札の業者選定については、「土木一式（土木A又は土木B）又は建築一式（建築A）で等級格付け（第一・二希望業種）されており、かつ、①及び②の条件を満たす業者」から選定します。
- ①「解体工事業」の建設業許可を持っていること
②「解体」の経営事項審査の総合評定値通知書を有しており、「解体」の欄に総合評定値（P点）が記入されていること。（完成工事高は無くても可）

「解体工事」の金額基準表

| 設計金額（税込み） 建築・土木の積算にかかわらず | 対象区分 | 備考 |
|-----------------------------|------|----------------|
| 9,000万円以上 | 土木A | 特定建設業を必須（解体） |
| 4,000万円（注1）以上9,000万円未満 | 土木A | 一般・特定いずれも可（解体） |
| 1,800万円（注2）以上4,000万円未満 | 土木B | 一般・特定いずれも可（解体） |
| 50万円以上1,800万（注2）円未満 | 土木C | 一般・特定いずれも可（解体） |

（注1）本金額は、解体工事で、特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額の下限額に準ずる。

（注2）本金額は、和泉市建設工事業者格付要綱（平成18年5月23日制定）別表3「業種別の等級格付及び工事設計金額表」のうち、当該年度の建築一式工事におけるB等級の上限設計金額に準ずる。

【参考】

※技術者については、令和3年3月31日までは、「とび・土工工事業」技術者の要件を満たす者も「解体工事業」の技術者として認められますが、令和3年4月1日以降は平成27年度までの合格者（2級土木施工管理技士（土木）及び2級建築施工管理技士（建築・躯体））に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上または登録解体工事講習の受講が必要となります。